

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年5月

私は、会社を退職後A市町村役場に非常勤として勤め、国民年金に加入した。毎月の国民年金保険料は、申立期間直後に口座振替するまで、郵送で送られてきた納付書により市町村役場庁舎内の金融機関又は市町村役場付近の金融機関で納付していた。

きちんと納付していたはずであるのに、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市町村役場保管の国民年金口座振替者リスト及び口座振替収納リストにより、申立期間の翌月から口座振替で国民年金保険料の納付を開始していることが確認できることから、口座振替開始まで保険料を納付書で金融機関に納付していたとの申立人の主張に不自然さはない。

また、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納期間が無いなど、国民年金に対する納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和34年2月1日、資格喪失日は35年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から35年5月1日まで

昭和34年2月から35年5月までA事業所で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

当時、盲腸の手術をし、傷病手当金を受給した記憶が有り、社会保険に加入していたはずであるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に付されている基礎年金番号とは異なる番号で、申立人と姓が一字違い及び生年月日が一年違いの者が昭和34年2月1日に被保険者資格を取得し、35年5月1日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、当時の同僚は「A事業所では、申立人の苗字の人は一人だけで、『B』という愛称で呼ばれていた。野球を一緒によくした。」と供述し、申立人の記憶とも符合することから判断して、当該名簿に記録されている厚生年金保険被保険者記録は申立人であるということが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、今回統合する社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成16年7月から17年8月までに係る標準報酬月額
の記録については、当該期間のうち、平成17年8月については26万円に訂正
することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂
正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行
していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から16年6月まで
② 平成16年7月から17年8月まで

実際にもらっていた給与の額と社会保険庁に届出されている給与の額が
異なっているので、届出されている額が正しいか調査してほしい。

申立期間①は、A事業所では25万円から30万円ぐらい給与をもらって
いた。

申立期間②は、B事業所では25万円から27万円ぐらい給与をもらって
いた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てている
が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき
標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ
れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬
月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準
報酬月額のいずれか低い方の額とすることとなる。

したがって申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認
できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月については26万円と訂正する
ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事
業所保管の「保険料納入告知額・領収済額通知書」から、当該事業所が申立人
を含む被保険者全員の平成17年8月の厚生年金保険料として社会保険事務所
に納付した金額が、同年同月時点における被保険者全員の標準報酬月額
の総額

(申立人の標準報酬月額18万円を含む。)に対応した保険料と合致することから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額26万円を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間①及び②(平成17年8月を除く。)の標準報酬月額については、給与支給明細書において事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月26日から同年4月1日まで

私はA事業所のB工場から、昭和40年1月に同事業所C工場に転勤し、45年3月までC工場で継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、40年1月26日から同年4月1日まで、厚生年金保険被保険者とはなっていないことが分かった。この期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が申立期間当時の資料を保管していないため、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

しかしながら、当時のA事業所C工場長の妻及び申立人の同僚は「申立人はA事業所のB工場とC工場に継続して勤務していたので、申立期間も間違いなく勤務していた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できる。

また、申立人がA事業所B工場からC工場へ転勤した時期について、上記工場長の妻は「申立人は昭和40年4月にC工場に正式に転勤したが、その前から同工場に導入した機械の調整のため同工場に派遣されてきていたように思う。」と供述し、申立人自身も「昭和40年2月又は3月にC工場に導入する機械のメーカーであるD事業所の工場に1か月間研修に行っていた。また、C工場に毎日勤務するようになったのは同年4月からであった。」と供述していることから判断して、申立人がC工場へ正式に転勤した時期は同年4月からであったと推認できる。

さらに、申立期間における厚生年金保険料控除について、申立人が申立期間もA事業所に継続して勤務していたことから判断して、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないとは考えられず、また、同事業所、上記工場長の妻及び申立人の同僚の供述からも、控除されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における申立人に係る昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月1日から42年1月8日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を40年12月1日、資格喪失日に係る記録を42年1月8日に訂正し、40年12月から41年9月までの標準報酬月額を3万6,000円、41年10月から同年12月までの標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から42年1月8日まで

私は、昭和40年7月1日から42年1月8日までA事業所で運転手として勤務していた。

私と同じ時期にA事業所に入社し勤務した後、昭和42年1月、一緒にB事業所に転職した同僚は厚生年金保険に加入しているらしく、私だけA事業所で勤務していた期間の厚生年金保険記録が無いのは納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶していた同僚3人すべてに厚生年金保険の加入記録があり、これらの同僚の一人を含む同僚5人のうち3人が申立人と一緒に勤務していたことを記憶していることから、申立人は申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当時の複数の同僚は申立事業所に臨時雇用等の雇用形態はなく、全員が正規社員として、厚生年金保険に加入していたと供述しており、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の社員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数から、当時、当該事業所においては、すべての社員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立人は、昭和42年1月に同僚の一人と一緒にB事業所に転職したと供述しており、i) 申立人と当該同僚のB事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が同日であること、ii) 当該同僚が申立人と一緒に転職した事

実を認めていることから、申立人は当該同僚の申立事業所における被保険者資格喪失日の前日である42年1月7日に申立事業所を退職したものと認められる。また、入社日について申立人は、「当該同僚とほぼ同時期に申立事業所に入社した。」と供述しており、i) 当該同僚が、「私は、申立事業所へは40年11月29日に入社しており、申立人は私より2日又は3日遅れて入社した。」と供述していること、ii) 他の同僚一人が、「申立人は、1年程度勤務したと思う。」と供述していることから、両同僚の供述がほぼ一致し、申立人は40年12月1日に申立事業所に入社したものと推認することができる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者として、昭和40年12月から41年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和40年12月から41年9月までの標準報酬月額は3万6,000円、41年10月から同年12月までの標準報酬月額は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和58年11月30日に全喪し、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月から41年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月1日から同年11月30日までの期間については、同僚に聴取しても申立人の勤務事実が確認できる供述が得られない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

私は、昭和47年10月に結婚して1か月から6か月後くらいに、集金人から国民年金の加入を勧められたので、夫婦で加入した。その時に20歳にさかのぼって一人当たり約3万円の保険料を納付し、その後は3か月ごとに納付した。このことについては義妹や知人も知っているはずである。申立期間について社会保険事務所の記録を確認したところ未納となっているが、納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を昭和47年11月ごろから48年4月ごろまでの間に、20歳にさかのぼって納付した後は、3か月ごとに納付したと主張しているが、申立人が保有する昭和47年度分からの国民年金保険料領収証書によると、同年度から50年度までは空欄となっている上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿（検認記録）及び社会保険庁の納付記録によると、50年度分は52年10月1日に過年度納付されたと記録されており、申立期間についてはすべて未納と記録されている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年3月まで

私は、昭和47年10月に結婚して1か月から6か月後くらいに、集金人から国民年金の加入を勧められたので、夫婦で加入した。その時に20歳にさかのぼって一人当たり約3万円の保険料を納付し、その後は3か月ごとに納付した。このことについては妹や知人も知っているはずである。申立期間について社会保険事務所の記録を確認したところ未納となっているが、納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を昭和47年11月ごろから48年4月ごろまでの間に、20歳にさかのぼって納付した後は、3か月ごとに納付したと主張しているが、申立人が保有する昭和47年度分からの国民年金保険料領収証書によると、同年度から50年度までは空欄となっている上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿（検認記録）及び社会保険庁の納付記録において、50年度分を52年10月1日に過年度納付されたと記録されており、申立期間についてはすべて未納と記録されている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

夫が国民年金の加入手続した際に、市町村役場の職員から「奥さんは20歳までさかのぼって保険料を納められる。」と説明を受け、その時に市町村役場で夫が私の保険料をまとめて納付した。領収証は紛失してしまったが、昭和44年度から48年度と書いてあったのを覚えているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月30日に払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年3月4日に払い出されており、申立人が別の国民年金手帳記号番号を払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないため、申立人及びその夫が国民年金に同時に加入手続したとは考え難い。

また、申立人は、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続をした際に、申立人の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付し、申立期間の領収証も保管していたと主張しているが、申立人が記憶している領収証と、本来の領収証との形状が異なる上、申立人及び保険料を納付したとされる夫も、納付した保険料の金額を覚えてないなど記憶があいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況が明らかでない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年9月まで

亡くなった母は、私に「大学へ行かせていない代わりに国民年金の保険料は払っている。」と言っていた記憶がある。また、嫁いで来た義姉は、「知らないうちに母が加入手続をしてくれて、保険料も納付してくれた。」と供述しており、両親と同居して家業を手伝っていた私も母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和47年10月4日に、夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間に時効により国民年金保険料を納付できない期間がある上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人が納付してくれていたと主張している申立人の母は、既に亡くなっており、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料納付状況が明らかでない。

さらに、申立期間の保険料について、申立人の両親及びその兄夫婦の国民年金保険料は納付されているものの、申立人の二人の妹は、結婚するまでの期間は国民年金に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月2日から同年10月1日まで
昭和42年3月2日にA事業所臨時雇用員として採用され同月31日までB
駅で勤務し、その後、同年9月30日までC駅で勤務した期間を、厚生年金保
険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出されたA事業所保管の経歴書により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、D法人は、当時のA事業所では、試用員や臨時雇用員に対して、職員に適用された共済組合員の資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は、事業所単位の裁量に委ねられていたことから、D法人において、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたか否か、確認できないと回答している。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期に入社した複数の同僚についても、申立人と同様、共済組合加入前の期間において、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、社会保険事務所の保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において健康保険番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 4 日から 56 年 8 月 13 日まで
A事業所で妻と一緒に昭和54年4月4日から56年8月13日まで勤務し、妻には、この期間厚生年金保険の記録があるのに、私には、その記録が無いのはおかしいので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び妻の供述から、申立人が、申立期間においてA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同事業所は既に廃業し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、元事業主からも保険料控除に関する有力な供述を得られない。

また、労務担当等の同僚3人は、「A事業所には試用期間が3か月間有り、試用期間経過後に厚生年金保険に加入するかどうかを従業員に確認していたが、厚生年金保険に加入しない従業員が多かった。」と供述している。

さらに、当該労務担当の同僚は、「従業員の6割くらいしか厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、A事業所において厚生年金保険に加入する従業員が必ずしも多くなかった状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から43年12月1日まで
② 昭和47年10月ごろから50年3月1日まで

申立期間①について、年金記録確認和歌山地方第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答をもらった後、A事業所の総務担当へ電話をして調べてもらおうと、私が就職した時点からの書類は残っているとの返事があった。その後、当時のB事業所の総務担当と給与担当の方二人に確認したところ、「私が退職したずっと後に二人の従業員が脱退手当金の受給手続をした。」「本人からの申出が無いのに総務担当が勝手に受給手続をすることは無い。」との返事も得た。

以上のことから、私が脱退手当金を受給していないと判断していただけないと思うので、調査し年金記録を回復してほしい。

また、申立期間②について、昭和47年の秋ごろからC事業所で勤務していましたが、社会保険事務所の記録では厚生年金保険被保険者となったのが50年3月からになっているので、調査の上、50年2月以前の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間に係るB事業所の被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示がある上、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会は、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成21年1月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、i) A事業所において自身に関する資料が保管されていること、

ii) B事業所の当時の総務担当者等から事業所が勝手に脱退手当金の受給手続はしないと供述していることを、脱退手当金を請求していないことを示す新たな証拠として示している。

しかし、A事業所で保管している資料は健康保険被保険者名簿であって脱退手当金に関する資料ではなく、また、B事業所の総務担当者等からの供述も申立人が脱退手当金の受給手続をしていないことを推認させるものではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。また、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立人はC事業所に昭和47年秋頃の開業当初から勤務したと主張しており、申立人が記憶している同僚3人のうち連絡がとれた一人は、「申立人とは開業当初から一緒に勤務していた。」と供述し、同事業所の事務担当者が同事業所の開業が47年頃であったと供述していることから判断して、申立人は申立期間において同事業所で勤務していたと推認できる。

しかしながら、同事業所の事務担当者は、「当事業所は昭和50年3月から社会保険に加入し、それ以前から勤務していたとしても厚生年金保険料の控除は行っていないはずである。」と供述し、社会保険庁のオンライン記録により、同事業所が同年3月1日に厚生年金保険適用事業所になったことが確認できる。

また、上記同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和50年3月1日であることが確認できた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。